

本件に関する問合せ先

消費者庁消費生活情報課 日下部、斎藤、井口

TEL : 03(3507)9179（直通）

関西電力及び九州電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に
関するチェックポイント

平成25年2月1日

消 費 者 庁

電気料金は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金の水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようにすることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利に即し消費者の利益により適ったものになることが求められている。

消費者庁では、今般の関西電力及び九州電力の値上げ認可申請に当たっても、こうした観点から、以下のとおりチェックポイントを作成した。なお、東京電力の値上げ認可申請時に活用したチェックポイントは、公的資金が投入されている等の事情を反映して作成したものであるが、以下のチェックポイントは、そのような事情を除いた観点から作成した。

※1 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

※2 事業者によっては、申請内容に該当しない項目もあり得る。

【人件費等について】

[給与等]

① 役員給与（一人当たり）、社員の給料手当（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか（最大限の効率化が求められる状況下で、役員数を増やした理由について、分かりや

すぐ明確に説明しているか。)。

特に、役員給与（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与、上場会社の平均役員給与等の水準を参考に減額しているか。

また、一人当たり社員の給料手当水準の算定について、公益企業業種の単純な平均を用いるのではなく、各公益企業業種の人員規模も比較・加重しているか。

- ② 役員給与及び社員の給料手当の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数）方法の選択は合理的なものとなっているか。さらに、その補正方法に用いる統計調査・計算方法は、両電力会社で同じものか。

[厚生費等]

- ③ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

○法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（関西電力：56%、九州電力：58.5%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

○一般厚生費：

- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。行われていない場合は、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

○出向者への給与、顧問料等について、原価算入に値するものに限定されているか。

【調達等について】

- ④ 競争入札比率については、申請内容（30%）を超えて、60%を目指した水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合を公表しているか。

- ⑤ 隨意契約を含む調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。
- ⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組を検討しているか。
- ⑦ 広告宣伝費及び交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。また、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止・縮減を行っているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ⑧ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止・縮減されているか。
- ⑨ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。
(各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。)
- ⑩ 子会社・関連会社の役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。
- ⑫ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減 等)

【事業報酬について】

- ⑬ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

【減価償却費、レートベースについて】

- ⑭ 減価償却については、対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。
- ⑮ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原発設備をレートベースに含める理由は何か。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

【燃料費、購入電力料等】

- ⑯ 火力発電所の稼動増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑰ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようにになっているか。また、LNGの調達に関し、中途解約の違約金について、どのように設定されているか明らかにされているか。
- ⑱ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、予め燃料費を削減できないか。
- ⑲ 他の電力会社及び電気事業者に支払う購入電力料及び再処理積立金について、その内容は明らかにされているか。また、広告宣伝費、寄付金、団体費等は削減されているか。契約相手方に対して、電力会社は削減努力を求め、定量的な削減を織り込んでいるか。
- ⑳ 原価算定上、平成25年7月から原子力発電所が再稼動することを織り込んだ理由と再稼動しない時の電気料金への影響を明確に説明しているか。
- ㉑ バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に情報提供されているか。

【規制部門と自由化部門の関係について】

- ㉒ 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。
- ㉓ 規制部門と自由化部門の損益構造が、バランスのとれたものとなっているか。

【需要の推計、見込みと実績の乖離について】

- ㉔ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。
- ㉕ 過去の原価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

【新料金体系への移行に向けた情報提供等について】

- ㉖ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。
- ㉗ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。
- ㉘ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することをしているか。
- ㉙ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することをしているか。
- ㉚ （料金改定が認可される場合・料金改定後も）消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明（適当な場合には業務への反映）等消費者対応に万全を期しているか。

【資産売却等】

- ㉛ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。
- ㉜ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しがなされているか。

【電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測について】

- ㉝ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。
 - (1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。
 - (2) 節電予測について、両電力会社が行ったアンケート結果の評価。
 - (3) 定着する節電量の想定。（一定量とするか、一定率とするか。）
- ㉞ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならなくなつた場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

【適切な審査等】

- ③⁵ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。
- ③⁶ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。
- ③⁷ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ③⁸ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方についての理解も必要であるが、十分な説明と情報提供をすることをしているか。

以上